

議案第30号

## 専決処分の承認を求めることについて

幸手市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

### 提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布されたことに伴い、緊急に幸手市介護保険条例を改正する必要性が生じ、令和2年3月31日幸手市介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専決第5号

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

幸手市介護保険条例の一部を改正する条例（別紙）

令和2年3月31日

幸手市長 木村純夫

幸手市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

幸手市長 木村純夫

幸手市条例第10号

## 幸手市介護保険条例の一部を改正する条例

幸手市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項から第4項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第5項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「17,500円」を「13,500円」に改め、同条第6項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「17,500円」を「13,500円」に、「25,600円」を「18,900円」に改め、同条第7項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「17,500円」を「13,500円」に、「36,500円」を「35,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の幸手市介護保険条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。